

2. 運動器慢性難治性疼痛患者を対象とした臨床研究（2年目～3年目）

上記1により開発した慢性疼痛評価のための調査票と医師記入シート（添付書類あり）を用いて、運動器の慢性疼痛患者を対象として以下の臨床研究を行う。本調査研究の同意説明文書に従って協力者に説明し、患者本人に本調査への参加について文書により、自由意思による同意を得る。

- 1) 運動器慢性疼痛患者の評価システムと脳機能画像所見、電気生理学的所見との相関：横断調査（一次調査）を行い、開発した慢性疼痛の評価システムと慢性疼痛に特徴的な脳機能画像所見および電気生理学的所見との相関を検討する。
- 2) 評価システムの再現性、反応性の検証：二次調査（2週間後）を行いtest-retest法による再現性の検討を行う。三次調査（3ヶ月後）を行い治療に伴う反応性を検証する。

1 1 予測される研究結果並びに学術上の貢献

本研究により、運動器の慢性疼痛の標準的評価システムが開発されプライマリケアで実践されれば、慢性疼痛患者に対する治療の迅速化、適正化が図られ、治療期間の短縮が期待できる。厚生労働省が推進している国民の健康増進政策に貢献できるばかりでなく、医療費の削減にもつながる可能性がある。

運動器の治療対象疾患は、退行性疾患を代表する慢性期の病態が主体となってきている。したがって、本研究は、高齢者における運動機能低下いわゆるロコモティブ・シンドロームの治療や予防にも寄与できる。ひいては寝たきりの防止、健康寿命の延伸にも貢献できると思われる。

運動器の慢性疼痛には、患者の社会的因子が関与している。しかし、社会的因子の評価法は現時点では存在しない。慢性疼痛の社会的因子の評価が可能となれば、慢性疼痛患者の評価に大きく寄与する。交通事故や労働災害による障害の治療判定、詐病の判別などにも応用できる。さらに休業や補償による社会的・財政的な損失が軽減できる可能性がある。

本研究終了時には、治療法の選択に直結するより客観的な治療評価システムの構築を目標とする。本研究分野における長期的な目標としては、臨床上広く一般的に用いられる簡便な慢性疼痛の評価法を確立し、慢性疼痛の診断さらには治療を容易にし、上記に述べた医療への貢献を実現することである。

12 試料等の保存、利用等について（※この欄について、「疫学研究に関する倫理指針」の適用範囲に該当する研究の場合は、「試料等」を「資料」に、「臨床研究」を「疫学研究」に、「被験者」は「研究対象者」に、それぞれ読み替えてください(ただし、(2)の「試料等」は「試料」と読み替えてください。)

(1) 試料等を保存する場合の方法等について（該当する場合に記載）

（研究に関する試料等の名称、保管場所、管理責任者、保存方法、保存期間又は廃棄する時期、廃棄する方法及び匿名化の方法を記入してください。）

資料の名称：承諾書、記入済調査票と画像データ

保管場所・方法：当講座における施錠可能な保管庫にて保管する。

管理責任者：紺野慎一

廃棄する時期：研究報告書作成まで。

廃棄の方法：当講座により細断、廃棄処分する。

(2) 人体から採取された試料等の利用について（該当する場合に記載）

（研究者等が研究開始前に人体から採取された試料等を利用する場合には、研究開始時まで被験者等から試料等の利用に関する同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することが原則とされていますが、当該同意を受けることができない場合、Cの①から③のいずれかに該当することについて倫理委員会の承認を得る必要があります。次のうち該当するものの□を■にしてください。）

A 試料等の利用に関する被験者等からの同意があり、当該同意に関する記録も作成している。

B 研究開始時まで試料等の利用に関する被験者等からの同意を受け、記録も作成できる。

C 研究開始時まで、試料等の利用に関する被験者等からの同意を受けられないが、次の①から③のいずれかに該当する。

① 当該試料等が匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない場合をいう。）されている。

② 前記①に該当しない場合において、当該臨床研究の目的と相当の関連があると合理的に認められるような同意を研究開始前に受けており、当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開している場合

（なお、これに該当する場合は、許可後から研究開始までに本学HPで情報公開する内容についてまとめたワードのデータ及び被験者等の同意が当該臨床研究の目的と相当の関連があると合理的に認められる参考資料を添付すること。）

③ 前記①及び②に該当しない場合において、次に掲げるアからウの要件を満たしている場合

（なお、これに該当する場合は、許可後から研究開始までに本学HPで情報公開する内容についてまとめたワードのデータ（その中には試料等の利用目的についての記載を含むこと）、及び、ウについて客観的に判断できる参考資料を添付すること。イについては「13 研究における倫理的配慮について」の「(2) 対象者の人権の擁護」欄にこのことを明記すること。）

ア 当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開していること。

イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようにすること。

ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であること。

(3) 他の機関等から試料等の提供を受ける場合（該当する場合に記載）

（所属機関以外から既存試料等の提供を受ける場合は、提供を受ける試料等の内容及び必要性を記入してください。）

2年目以降の対象者選定により、回収された慢性疼痛患者の匿名化されたデータ（調査票、画像所見）を、総括する。

(4) 他の機関等へ既存試料等を提供する場合（該当する場合に記載）

（既存試料等の提供を行う者が所属機関外の者に研究に用いるための試料を提供する場合には、試料提供時までに被験者等から試料の提供及び当該研究における利用に係る同意を受け、並びに当該同意に関する記録を作成することが原則とされていますが、当該同意を受けることができない場合には、Cの①から③のいずれかに該当するときに限り、試料を所属機関外の者に提供することができます。次のうち、該当するものの□を■にしてください。）

- A 試料の提供及び当該研究における利用に係る被験者等からの同意がある。
- B 試料提供時までに、試料の提供及び当該研究における利用に係る被験者等からの同意を受けられる。
- C 試料提供時までに、試料の提供及び当該研究における利用に係る被験者等からの同意を受けられない。
- ① 当該試料が匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を提供しない場合をいう。）されている場合。
（なお、当該試料の全部又は一部が人体から採取された試料である場合には、試料を提供する前に、所属機関の長に対し「福島県立医科大学倫理委員会への申請等の手順書」別紙2を事前に提出すること。）
- ② 当該試料が①に該当しない場合であって、次のア及びイの要件を満たしている場合。
（なお、次のア及びイに関する被験者等への通知のひな形、あるいは、許可後から研究開始までに本学HPで情報公開する内容の資料のいずれかを添付すること。）
- ア 当該研究の実施及び試料の提供について以下の情報をあらかじめ被験者等に通知し、又は公開している。
- ・ 所属機関外の者への提供を利用目的とすること
 - ・ 所属機関外の者に提供される個人情報の項目
 - ・ 所属機関外の者への提供の手段又は方法
 - ・ 被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個人情報の研究機関外の者への提供を停止すること
- イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようにしている。
- ③ 社会的に重要性の高い臨床研究に用いるために人の健康に関わる情報が提供される場合、かつ、当該臨床研究の方法及び内容、当該情報の内容その他の理由により①及び②によることができないため必要な範囲で他の適切な措置を講じる場合に該当する場合。

(なお、※のイ、ウ及びエの内容について次に記載するか、※のイ、ウ及びエの内容について記載された参考資料を添付すること。)

- ・ 当該方法によることが、被験者の不利益とならない理由
()
- ・ 当該方法によらなければ、實際上、当該臨床研究を実施できず、又は当該臨床研究の価値を著しく損ねる理由
()
- ・ インフォームド・コンセントに代わる措置の内容 (該当するものの□を■にすること。)
 - 被験者が含まれる集団に対し、試料等の収集・利用の目的及び内容を、その方法も含めて広報すること。
 - できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明(疫学研究の場合は集団に対するものも可)を与えること。
 - 長期間にわたって継続的に試料等が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、試料等の収集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、周知される努力を払うこと。

※③に該当する場合、倫理委員会は、当該臨床研究及び試料等の提供が次のアからオの全ての要件を満たしている場合に承認することに留意すること。

- ア 当該臨床研究が、被験者に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。)を超える危険を含まないこと。
- イ 当該方法によることが、被験者の不利益とならないこと。
- ウ 当該方法によらなければ、實際上、当該臨床研究を実施できず、又は当該臨床研究の価値を著しく損ねること。
- エ 一般的に適切な場合には、常に、次のいずれかの措置が講じられること。
 - ・ 被験者が含まれる集団に対し、試料等の収集・利用の目的及び内容を、その方法も含めて広報すること。
 - ・ できるだけ早い時期に、被験者に事後的説明(疫学研究の場合は集団に対するものも可)を与えること。
 - ・ 長期間にわたって継続的に試料等が収集又は利用される場合には、社会に、その実情を、試料等の収集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、周知される努力を払うこと。
- オ 当該臨床研究が社会的に重要性が高いと認められるものであること。

1 3 研究における倫理的配慮について

(1) インフォームド・コンセントを受ける手続きについて (該当するものの□を■にしてください。)

- ① 文書によって説明し、インフォームド・コンセントは文書で受ける。
- ② 文書による説明及び文書による同意に代えて、説明の内容及び被験者から受けた同意に関する記録(電子カルテに入力し表示させる等)を作成する。
→□②のうち、指針上、当該方法によることが出来ないとされている場合であるにも関わらず、当該方法によらざるを得ない場合
その理由 ()
- ③ インフォームド・コンセントを必ずしも要しない研究に該当するため、研究の実施についての情報を公開する。
→□③のうち、各種指針上、当該方法によることが出来ないとされている場合であるにも関わらず、当該方法によらざるを得ない場合
その理由 ()

(2) 対象者の人権の擁護

本研究は、研究内容についての説明を受け、参加することを同意した対象者のみを対象とする。

同意を得た対象者が、本研究の開始後に参加の中止する申し出の場合には、いつでも中止できる。

本研究への参加または不参加は、対象者の自由意思であり、参加に同意しない場合や参加を中止した場合でも一切不利益を受けない。

対象者は、同意後においても、本研究についての説明を受け、または質問することができる。

対象者の希望により、研究成果についていつでも知ることができる。

(3) 対象者に理解を求めて承諾を得る方法

本研究により、慢性疼痛の標準的評価法が明らかにされ、治療法の選択が容易になれば、国民の健康維持やQOLの向上に貢献できるばかりでなく、医療活動の円滑化や医療費の低減にもつながることが期待される。また将来的には慢性疼痛に対する客観的評価法の開発、病態の解明や新たな治療法の開発にも繋がる可能性がある。「本研究に参加しないこと、途中で中止することは、診療上不利益を被ることがないことを保証すること」について、研究説明書を用いて説明し、参加することを同意した対象者のみを対象とする。

(4) 個人情報の取り扱い

う

本研究のために使用する診療情報は、評価システムの再現性と反応性の検証のため、連結可能匿名化とする。調査票には、管理番号を用いて、氏名、住所、生年月日やカルテ番号等の情報が記載されないため、個人を特定できない。被験者と管理番号との連結は、各施設内で保管し、データ処理時には、管理番号のみで行う。被験者情報の機密は保持される。

具体的には、当該診療情報に各個人毎に ID 番号を振り、そのうえで個人情報を削除して匿名化した電子データと、ID 番号の対応表に係る電子データを作成し、外部記憶媒体にそれぞれ記録する。このうち匿名化したデータの入った外部記憶媒体は各研究者の、対応表を記録した外部記憶媒体は研究分担者の、それぞれの研究場所の施錠した保管庫に保管する。当該外部記憶装置を扱う際には、他のコンピュータと切り離されたコンピュータを使用するものとする。データ解析には、ID 番号で管理されたデータのみを用いる。他施設とのデータのやりとりには、ID で管理されたデータのみを用いる。

(5) この研究によって生じる可能性のある、対象者にとっての危険性又は不利益事項

今回の審査内容では、対象者の選定はない。

次年目以降は、対象者にとっては、一般診療の範囲内で実施されるので、研究に参加することによる更なる危険性は伴わない。疼痛評価のための質問票に回答することが負担となる可能性があり、回答時間は約 30 分で、対象者の不利益となる。

(6) 上記(5)に記載することが実際に生じた場合、または生じると予知し得た場合の対応

研究事務局で集約し、主任研究者、研究協力施設と研究事務局で対応を協議する。必要に応じて、ワーキンググループ会議を開催し、協議する。

1 4 研究内容の公開に関する対応

- (1) 「臨床研究に係る倫理指針」及び「疫学研究に関する倫理指針」に規定されている、倫理委員会に対して公表を義務づけられた事項について

(下記の①から④の事項を公表するにあたり、アからウのうち該当するものの□を■とし、イ及びウに該当する場合は具体的な内容を記載願います。)

- ① 研究課題名
- ② 研究者氏名（研究責任者及び委員会当日の説明者）
- ③ 福島県立医科大学倫理委員会規程第6条第1項に規定する会議の概要
- ④ 審査結果

■ア ①～④を公表可

□イ 「疫学研究に関する倫理指針」第2の1(2)[2]のただし書き以下に該当するため、一部非公表とする必要がある場合

一部非公表とする事項（)

非公表とする理由（)

□ウ 上記イに該当する場合以外で、非公表とする場合又は一部非公表とする場合

□全て非公表の場合

□一部非公表の場合、その事項（)

(一部)非公表とする理由（)

- (2) 報道機関等に対する公開について（照会があった場合に、承認された研究計画書等各様式及び添付書類の公開について、該当する□を■にしてください。）

■① 全面的に公開して良い。

□② 部分的に公開して良い。（公開してよいものの□を■とし、部分的な公開とする理由を具体的に記載してください。）

□課題名

□研究者氏名

□会議福島県立医科大学倫理委員会規程第6条第1項に規定する会議の概要

□審査結果

□その他（)

(理由：)

□③ 一切公開しない。（理由を記してください。）

(理由：)

- (3) 対象者に関する情報開示について（御本人から情報開示の請求希望があった場合の対応）

全面的に公表する。

15 研究資金の調達方法

(1) 資金についての詳細事項

研究費は、厚生労働科学研究費補助金から調達する。
通常の保険の適応範囲内であり、対象者の自己負担はない。

(2) 利益相反についての特記事項

交付された研究事業資金以外に受け取る資金はない。

16 その他本研究に関する特記事項（研究の内容上、上記以外に必要な事項があればそれらを追加してください。）

3 研究の背景（研究の必要性和意義）

慢性疼痛は、肉体的痛みと心理・社会的痛みが複雑に絡み合っています。単に肉体的な痛みを、検査機器を用いて評価しても、患者さんの視点に立った評価としては、不十分です。しかし、現在は、慢性疼痛を有する患者さんを総合的に評価する方法がありません。適切に評価することにより、治療法の選択を迅速かつ的確に行うことが期待できます。そこで、慢性疼痛を客観的に評価できる方法を開発する必要があります。

4 研究の目的（明らかにしたいこと）

慢性疼痛の多面的な評価システムを開発し、そのシステムが慢性疼痛の実態を反映しているのかを検討することです。システムが開発されることにより、慢性疼痛の患者さんの痛みの評価を的確に診断し、治療を選択することができるようになることを目標としています。

5 研究への参加をお願いする理由

痛みが長期に持続している慢性疼痛の原因は様々です。痛みの程度のみならず、社会的や心理的な影響、生活の障害度を調査するために、腰痛などの腰椎疾患、膝痛などの関節疾患や、手足の症状が出現する複合性局所疼痛症候群の方に参加をお願いいたします。

6 研究方法の概略

まず、「痛みの程度」「心理的因子」「社旗的因子」「生活の質」をそれぞれ評価できる問診票を決定します。MRI などの画像検査と表面筋電図（筋肉の活動を測定する）などの電気生理学的法での、慢性腰痛の評価に有用な所見を明らかにします。これらを総合的に分析して、痛みの評価システムを考案します。

腰痛や膝痛などの症状で病院を受診した方で、研究の内容を理解し同意された方を対象とします。受診時に、本研究で考案した評価システムで痛みの状態を評価します。治療中の2週間後と3ヶ月後に、再度評価システムで痛みの状態を評価し、治療前と治療中の経過を分析します。治療は、通常的一般診療と同じで、本研究で特別な治療を行うわけではありません。

<p>7 研究期間 H23 年 倫理委員会承認後～ H26 年 3 月 (3 年 月 週間)</p>
<p>8 研究場所 福島県立医科大学附属病院整形外科 京都大学附属病院麻酔科 仁寿会姫路石川脳機能画像研究所麻酔科 群馬大学附属病院麻酔科 滋賀医科大学附属病院麻酔科 千葉大学附属病院整形外科 愛知医科大学学際的痛みセンター 札幌医科大学附属病院整形外科 和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 広島大学附属病院整形外科 東京大学附属病院整形外科 慶応義塾大学附属病院整形外科 東京大学附属病院麻酔科</p>
<p>9 研究計画の詳細 別紙研究計画書をご覧ください。</p>
<p>10 予測される研究結果 慢性疼痛患者に対する治療の迅速化と適正化が図られることにより、治療期間の短縮が期待できると考えられます。</p>
<p>11 研究によって生じる可能性のある、御本人にとっての危険性又は不利益事項 一般診療の範囲内で実施されるので、研究に参加することによる更なる危険性は伴いません、疼痛評価のための質問票に回答することが負担となる可能性があり、回答時間は約 30 分です。</p>
<p>12 個人情報の秘密保持に関する事項 (個人データの保存・管理の方法等) 各個人は、カルテ番号と異なる管理用の ID 番号を、アンケート、調査票および医師の記録シートに用います。回答された調査票、医師記入シートおよび患者日誌は、事務局 (福島県立医科大学医学部整形外科学講座) にて回収しますが、個人情報がふくまれない管理用 ID 番号のみにて、保管、管理および解析を行います。保管は、施錠できる保管庫に、保管します。研究終了時には、調査票、医師記入シートおよび患者日誌は細断し、廃棄処分します。</p>

13 試料等(検体やデータ)の保存、利用等について(該当するものの□を■としてください。)

(1) 試料等の保存の有無

■保存します。

□①人体から採取された試料等を利用します。

■②人体から採取された試料等は利用しません。

□保存しません。

(2) 試料等を保存する場合の使用方法及び保存期間

(研究終了後も検体やデータの保存する場合は、その使用目的、保存の方法、保存期間について記載してください。研究終了後に廃棄する場合は、その旨記載してください。)

資料の名称：承諾書、記入済調査票と画像データ

保管場所・方法：福島県立医科大学医学部整形外科講座における施錠可能な保管庫にて保管します。

管理責任者：紺野慎一

(3) 試料等の廃棄方法及びその際の匿名化の方法

試料(調査票と画像)には、個人情報に含まれず、管理用 ID 番号のみが記載されています。下記の方法で破棄します。

廃棄する時期：研究報告書作成まで。

廃棄の方法：当講座により細断、廃棄処分する。

14 研究内容の公開等に関する事項

- (1) 「臨床研究に係る倫理指針」及び「疫学研究に関する倫理指針」に規定されている、倫理委員会に対して公表を義務づけられた事項について
(下記の①から④の事項を公表するにあたり、アからウのうち該当するものの□を■とし、イ及びウに該当する場合は具体的内容を記載願います。)

- ① 研究課題名
- ② 研究者氏名（研究責任者及び委員会当日の説明者）
- ③ 福島県立医科大学倫理委員会規程第6条第1項に規定する会議の概要
- ④ 審査結果

■ア ①～④を公表可

□イ 「疫学研究に関する倫理指針」第2の1(2)[2]のただし書き以下に該当するため、非公表とする必要がある場合

非公表とする事項（ ）

非公表とする理由（ ）

□ウ 上記イに該当する場合以外で、非公表とする場合又は一部非公表とする場合

□全て非公表の場合

□一部非公表の場合、その事項（ ）

（一部）非公表とする理由（ ）

- (2) 報道機関等に対する公開について（照会があった場合に、承認された研究計画書等各様式及び添付書類の公開について、該当する□を■にしてください。）

■① 全面的に公開して良い。

□② 部分的に公開して良い。（公開してよいものの□を■とし、部分的な公開とする理由を具体的に記載してください。）

□課題名

□研究者氏名

□福島県立医科大学倫理委員会規程第6条第1項に規定する会議の概要

□審査結果

□その他（ ）

（理由： ）

□③ 一切公開しない。（理由を記してください。）

（理由： ）

- (3) 御本人が御自身に関する情報の開示について請求される場合

15 研究資金の調達方法

(1) 資金についての詳細事項

研究費は、厚生労働科学研究費補助金から調達する。
通常の保険の適応範囲内であり、対象者の自己負担はありません。

(2) 利益相反についての特記事項

上記以外の受け取る資金はありません。

16 その他本研究に関する特記事項

研究分担者

斉藤 繁	群馬大学医学部麻酔神経科学	教授
福井 聖	滋賀医科大学医学部麻酔科	講師
大鳥 精司	千葉大学大学院医学研究科整形外科	助教
西原 真理	愛知医科大学学際的痛みセンター 運動器疼痛・精神医学	講師
竹林 庸雄	札幌医科大学医学部整形外科	講師
川上 守	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院 整形外科	教授
越智 光夫	広島大学医学部整形外科学講座	教授
川口 浩	東京大学大学院医学系研究科整形外科	准教授
松本 守雄	慶応義塾大学医学部整形外科学	准教授
住谷 昌彦	東京大学医学部麻酔科学	助教

本研究は、福島県立医科大学倫理委員会の審査を受け承認されたものであります。
なお、倫理委員会の結果通知書を別紙のとおり添付します。

《この研究に関する問い合わせ先》

所 属：福島県立医科大学医学部実験動物研究施設
職・氏名：准教授・関口美穂
直通電話：024-547-1276
ファックス：024-548-5505
E-mail：fortho@fmu.ac.jp

《この研究に関する苦情の連絡先》

所 属：公立大学法人福島県立医科大学事務局研究推進課 研究支援担当
直通電話：024-547-1825
ファックス：024-547-1991
E-mail：rs@fmu.ac.jp

資料2 担当症例数 (案)

○ 全施設共通→調査票 (配布資料)

○担当対象疾患 (案) (敬称略)

【目標対象者数】

腰椎変性疾患：100例

関節疾患 (変形性膝関節症など)：20例

CRPS：40例

千葉大学大学院医学研究科整形外科 (大鳥)

→脊椎20例/関節10例

札幌医科大学医学部整形外科 (竹林)

→脊椎20例/関節10例

和歌山県立医科大学附属病院紀北分院整形外科(川上)

→脊椎20例 /関節10例

広島大学医学部整形外科学講座 (越智) +fMRI

→脊椎10例/関節20例

東京大学大学院医学系研究科整形外科 (川口)

→脊椎10例/関節20例

慶応義塾大学医学部整形外科学 (松本)

→脊椎20例/関節10例

福島県立医科大学医学部整形外科学講座+脳スペクトロスコピー+fMRI

→脊椎20例/関節10例

東京医科歯科大学医学部附属病院 (倉田) +fMRI

→CRPS 7例/脊椎3例/関節3例

仁寿会姫路石川脳機能画像研究所 (大城) +fMRI

→CRPS 7例/脊椎3例/関節3例

群馬大学医学部麻酔神経科学 (斉藤) +fMRI

→CRPS 7例/脊椎3例/関節3例

滋賀医科大学医学部麻酔科 (福井) +脳スペクトロスコピー

→CRPS 7例/脊椎3例/関節3例

東京大学医学部麻酔科学 (住谷)

→CRPS 7 例／脊椎 3 例／関節 3 例

愛知医科大学学際的痛みセンター（西原）＋誘発脳波

→CRPS 7 例／脊椎 3 例／関節 3 例

○ 可能な施設→脳 MRI(VBM 解析)

※各施設で検討いただき、随時参加施設を増やす

滋賀医科大学医学部麻酔科（福井）

和歌山県立医科大学附属病院紀北分院整形外科(川上)

福島県立医科大学医学部整形外科学講座

參考資料：合同班會議

厚生労働科学研究費補助金

慢性の痛み対策研究事業研究班 合同班会議

- ◆ 筋骨格系慢性疼痛の疫学および病態に関する包括的研究班
- ◆ 難治性疼痛の実態の解明と対応策の開発に関する研究班
- ◆ 難治性神経因性疼痛の基礎疾患の解明と診断・治療精度を向上させるための研究班
- ◆ 情動的側面に着目した慢性疼痛の病態解明と診断・評価法の開発研究班
- ◆ 慢性疼痛の多面的評価システムの開発と客観的評価法の確立に対する研究班
- ◆ 「痛み」に関する教育と情報提供システムの構築に関する研究班

《プログラム・抄録》

合同班会議

日時：平成 25 年 1 月 19 日（土） 9:30～14 : 15

会場：コンベンションルーム A P 品川 10 階 A B C 会議室

痛みセンター連絡協議会

日時：平成 25 年 1 月 19 日（土） 14:30～16 : 30

会場：コンベンションルーム A P 品川 10 階 B C 会議室

-プログラム-

9:15 ~ 受付

9:30 ~ 挨拶 厚生労働省疾病対策課 課長補佐 中尾 武史

【報告発表】

9:40 ~ 筋骨格系慢性疼痛の疫学および病態に関する包括的研究 (戸山班)

報告1 慶応義塾大学整形外科 中村 雅也

報告2 東京大学医学部附属病院医療機器管理部 住谷 昌彦

報告3 慶應義塾大学麻酔科 大西 幸

10:10~ 難治性疼痛の実態の解明と対応策の開発に関する研究 (牛田班)

報告1 愛知医科大学学際的痛みセンター 牛田 享宏

報告2 金沢大学医学部公衆衛生学 中村 裕之

報告3 名古屋大学医学部整形外科 平田 仁

報告4 新潟大学研究推進機構超域学術院 大森 豪

報告5 順天堂大学麻酔科学ペインクリニック講座 井関 雅子

報告6 大阪大学大学院疼痛医学寄附講座 柴田 政彦

報告7 大阪大学大学院医療経済産業政策学寄附講座 田倉 智之

11:00~ 休憩

11:05~ 難治性神経因性疼痛の基礎疾患の解明と診断・治療精度を向上させるための研究
(池田班)

報告 信州大学医学部脳神経内科 リウマチ・膠原病内科 池田 修一

11:45~ 情動的側面に着目した慢性疼痛の病態解明と診断・評価法の開発研究 (南班)

報告 北海道大学大学院薬学研究院 南 雅文

12:25~ 昼食

12:55~ 慢性疼痛の多面的評価システムの開発と客観的評価法の確立に対する研究

報告 福島県立医科大学整形外科学講座 関口 美穂 (紺野班)

13:35~ 「痛み」に関する教育と情報提供システムの構築に関する研究班 (柴田班)

報告 大阪大学大学院疼痛医学寄附講座 柴田 政彦

14:15 終了の挨拶

14:30~ 痛みセンター連絡協議会 (敬称略)